

# 明倫まちづくり便り

平成25年10月 第2号  
明倫地区まちづくり協議会  
広報部

伊勢市において、新しい地域自治の仕組みづくりとして、「明倫地区まちづくり協議会」が設立されて一年を経過いたしました。

昨年は、代議員を6つの策定グループ（高齢者、子ども、安全・安心、交流・親睦、環境美化、観光）に分けて明倫地区の「課題と取り組み」について検討していただき、その後、4つの委員会（**えがお委員会、あんぜん・あんしん委員会、うつくしい委員会、にぎわい委員会**）を設置して『明倫地区まちづくり計画（案）』を作成いたしました。

また、まちづくりの「広報」として、明倫地区まちづくり協議会の「ホームページ」を開設致しました。これから内容の充実を図りたいと思いますので、皆様の協力をよろしくお願い致します。

## 平成25年度の「定期総会」が行われ、事業計画、予算が決定しました!!

さて、平成25年5月26日（日）に鈴木市長のご出席をいただき、代議員47名のうち委任状18名を含め45名の出席により、平成25年度『定期総会』が行われ、明倫地区まちづくり計画及び事業計画、予算が承認され、いよいよ本格的な活動に向かって動き出します。

## まずは、委員会の役員及び事業計画について紹介します。

### 【えがお委員会】

委員長：中條和宏 副委員長：辻村順子 委員：14名（役員を含む）

高齢者世帯に「一日一回声掛け運動」を展開する

高齢者に対し、減塩食など健康食の啓発普及を行う

昔の遊びで高齢者と子どもの交流を深める

子ども高齢者も地域活動や行事などに共に参加して頂き、親睦・交流を深める

### 【あんしん・あんぜん委員会】

委員長：北村耕一 副委員長：尾関均 委員：11名（役員を含む）

交通安全から活動していく

住民（子どもと保護者、高齢者）参加で交通安全教育、またタウンウォッチングを実施して、危険個所を摘出して、通学路の危険個所での監視及び指導をみんなで行う

防犯対策として、住民に夜間の自宅玄関灯などの点灯を呼びかけまちを明るくする

### 【うつくしい委員会】

委員長：濱荻隆平 副委員長：小俣攻 委員：12名（役員を含む）

ごみのポイ捨て禁止、ゴミ拾い運動を実施（ごみゼロ運動の呼び掛け）

勢田川清掃活動の意義（我々のまちの川の清流を取り戻す）と参加の呼び掛け

花いっぱい運動（まちの中に花いっばいを展開する）

### 【にぎわい委員会】

委員長：久留満 副委員長：中川富士雄 委員：15名（役員を含む）

まちを知ろう・歩こう運動で地域の資源を掘り起こし人材を見つける

地域文化の調査と学習に取り組み、わがまちマップの原型をつくる

**委員会活動及び予定 ～H25年度委員会の歩み～****「えがお委員会」より**

子どもと高齢者を対象とする活動

児童と高齢者との交流をはかる活動「スポーツ健康交流会」（11月24日予定）に参加協力  
高齢者への訪問活動として「配食サービス情報」の提供を進める

**「あんしん・あんぜん委員会」より**

交通安全を中心とする活動「交通ルール（自転車の乗り方）講習会」の開催

子どもの見守り活動（声掛け、挨拶運動）

**「うつくしい委員会」より**

地域の美化活動

ごみ拾い運動への取り組み「明倫地区内ごみゼロ早朝清掃活動」の開催（10月12日実施）

花いっぱい運動の展開

**「にぎわい委員会」より**

まちを知ろう・歩こう・地域の資源を掘り起こす。

明倫地区の名所旧跡・史跡マップの制作「現地調査」及びフィードバック

・第1回まちづくり研修会の開催（10月19日予定）

・第1回明倫訪ね歩き会の開催（10月26日予定）

**無料法律相談のご案内（相続・交通事故・刑事事件・離婚・その他の法的トラブル）**

この度、楠井法律事務所（三重弁護士会所属、代表弁護士：楠井嘉行、事務所所在地：津市栄町）の所属弁護士により、下記の通りの日程で、無料法律相談会を行うこととなりました。

普段は、敷居が高くて聞きづらいような法律上のトラブルに関しても、気軽にご相談下さい。

（月 日）10月31日（木）①19時00分から ②19時45分から（相談時間）45分

11月 7日（木）①19時00分から ②19時45分から（相談時間）45分

（場 所）まちづくり交流館 明倫（協議会事務所：伊勢市岩淵1丁目15番35号）

（予約窓口）明倫地区まちづくり協議会 事務局：0596-64-8246

- 相談をご希望の場合は、予約が必要です（先着順）。予め、相談日2日前（その週の火曜日）までに、上記予約窓口までご連絡下さい。
- 相談内容によっては、ご回答できないものや、他の相談窓口（司法書士や税理士等）をご紹介する場合があります。
- 秘密は厳守いたします。
- 相談は無料となっております（ただし、訴訟や調停等、法的手続を進めることとなった場合には、別途、ご相談の上、料金を頂戴いたします。）

**事務局より『まちづくり交流館 明倫』として明倫地区まちづくり協議会事務所が開設されました!!**

昨年7月21日（土）に明倫地区まちづくりの拠点とし、住民の皆様が集って『明倫地区のまちづくり』について話し合いのできる場所として事務所を開設し、『交流館』と名付けました。看板は書道家で明倫地区（岡本一丁目）在住の飯田祥光先生に書いていただきました。

地域のいろいろな課題を皆様で話し合い、解決の仕方を考え、実行して参りたいと思います。

地域の皆様の知恵を結集しようではありませんか。お待ちしております。

『まちづくり交流館 明倫』の開所日時は、毎週、火曜日・木曜日

午前10時から午後3時まで

